

北海道教育大学釧路校との 防災教育の普及・啓発に関する覚書の締結について

1 背景等



2 連携・協力の効果(ねらい)

- ・教員として、子供達の防災意識を高めること。
- ・発災時に子供達の命を守るための的確な行動をとること。
- ・学校が避難所となった場合に、その管理運営に積極的に関わること。

地域において
持続的に
防災力が向上

3 覚書の締結(平成30年3月1日)

(1) 覚書の特徴

- ・ 教員を目指す学生等と連携した防災教育の取組みについて締結。(道では初めて)
- ・ 振興局(道)のノウハウを活用し、継続的な学生の養成が可能となる。

(2) 覚書の協力内容及び平成30年度の取組(予定)

協力内容	平成30年度の取組(予定)
(1) 学生・教職員に対する防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・Doはぐマスター認定講座の開講(H31.1月) ・北海道地域防災マスター認定講座の開講(H30.8月) ・教員免許状更新講習への講師の派遣(H30.12月) など
(2) 双方の資源を活用した防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・振興局で実施するイベント等への学生の参加(時期:H31.1月) ・大学の学校祭での防災ブースの設置(時期:H30.10月) ・大学のホームページと北海道の防災情報をリンク など
(3) ボランティア活動支援・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・道ボランティアセンター等で実施するボランティア活動に関する情報提供 など

4 今後の検討(取組の拡大)

管内の高等教育機関(釧路工業高等専門学校、釧路短期大学、釧路公立大学)との防災教育に関する覚書の締結へと拡大を検討する。

北海道釧路総合振興局と北海道教育大学釧路校との
防災教育の普及・啓発に関する覚書

北海道釧路総合振興局（以下「甲」という。）と北海道教育大学釧路校（以下「乙」という。）は、防災分野における教育及び啓発の相互協力に関し、この覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、双方の自主性を尊重しつつ、相互に連携して、国が推進する持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の理念の下、持続可能な社会の実現を目指し、防災分野における地域防災力の向上と防災教育の発展に寄与する人材育成を目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- （1）乙の学生及び教職員並びに学校関係者及び地域住民に対する防災教育の普及・啓発に関すること。
- （2）甲乙双方の資源を活用して行う防災教育の普及・啓発に関すること。
- （3）乙の学生が行う防災分野におけるボランティア活動の支援と連携に関すること。
- （4）その他、甲乙が必要と認める事項

2 前項の協力に必要な具体的内容については、甲乙協議のうえ決定する。

（覚書の有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、この覚書締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面をもって終了の申し出がないときは、更に1年間自動更新されるものとする。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し、疑義が生じた場合には、甲乙が協議のうえ決定する。

平成30年 3月 1日

北海道釧路総合振興局長

北海道教育大学釧路校キャンパス長

築地原 康志

玉井 康之